

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

沖縄県再犯防止推進計画 (素案)

令和 年 月

沖縄県

目 次

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

第一章 策定の目的

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第二章 本県における再犯の現状

- 1. 本県における再犯防止を取り巻く状況・・・・・・・・・・ 6
- 2. 再犯防止等に関する施策の指標・・・・・・・・・・ 12

第三章 支援施策の展開

- 1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組・・・・・・・・ 14
- 2. 就労・住居の確保のための取組
 - (1) 就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
 - (1) 高齢者又は障害者等への支援・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援・・・・・・・・ 26
- 4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援
 - (1) 非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (2) 学校等と連携した修学支援・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組
 - (1) 犯罪をした者の特性に応じた取組・・・・・・・・・・・・ 36
- 6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組
 - (1) 民間協力者の活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1 (2) 広報・啓発活動の促進 41

2

3

4

第四章 計画の推進

5

6 1. 計画の推進・連携体制 44

7 2. 計画の進行管理 44

8

9

10

第一章 策定の目的

1. 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下、「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、平成 29 年 12 月には、再犯防止推進計画が閣議決定されました。

再犯防止推進法には、日本の刑事政策上初めて、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて必要な施策を策定・実施する責務を有する旨明記されました。

また、同法第 8 条では、都道府県は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

沖縄県は、こうした現状を踏まえ、「沖縄らしいやさしい社会」を構築することにより、罪を犯した者等が立ち直り、再び地域社会の一員となれるよう、沖縄県再犯防止推進計画を策定することとしました。

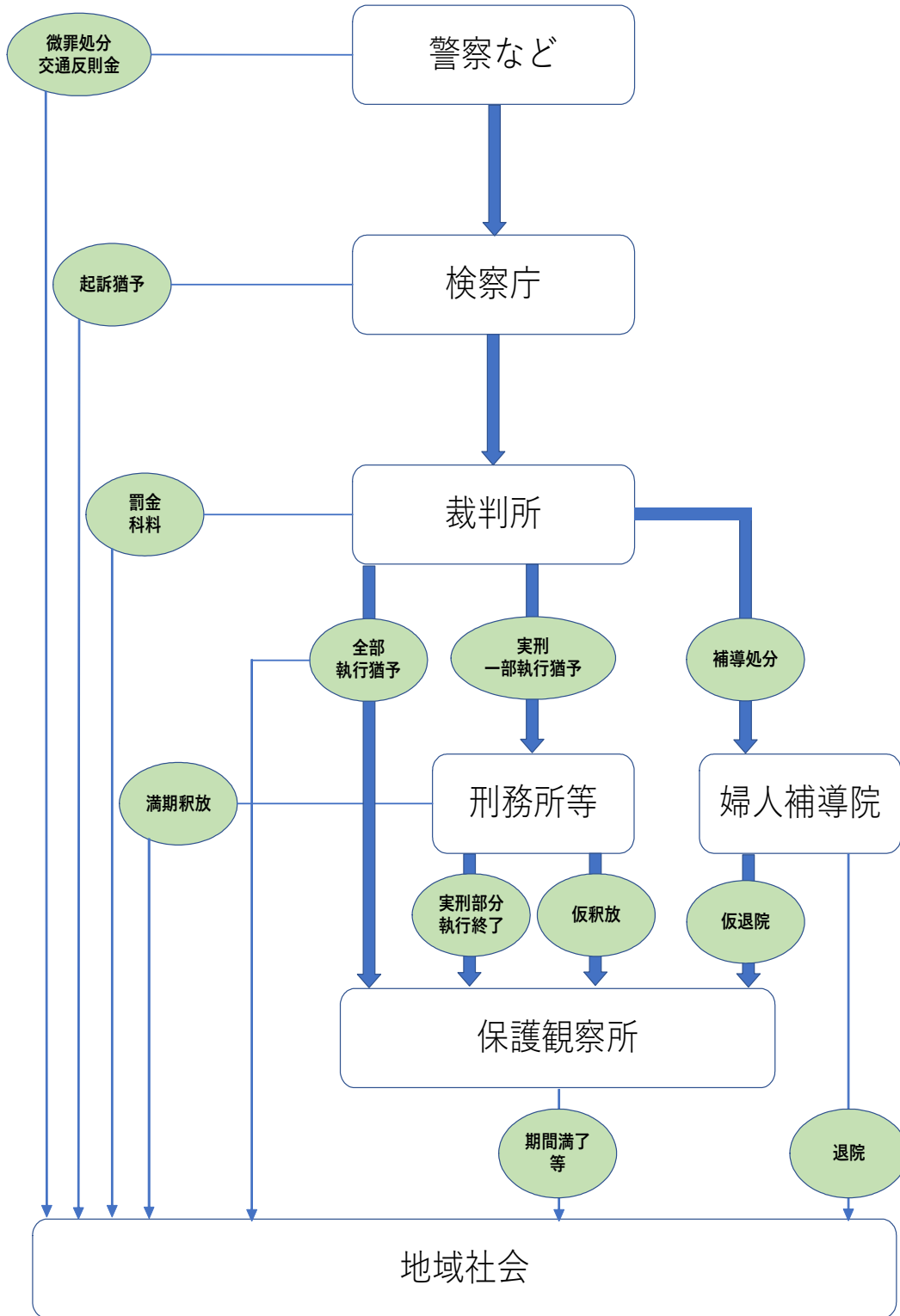
2. 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県が定める地方再犯防止推進計画と位置づけます。

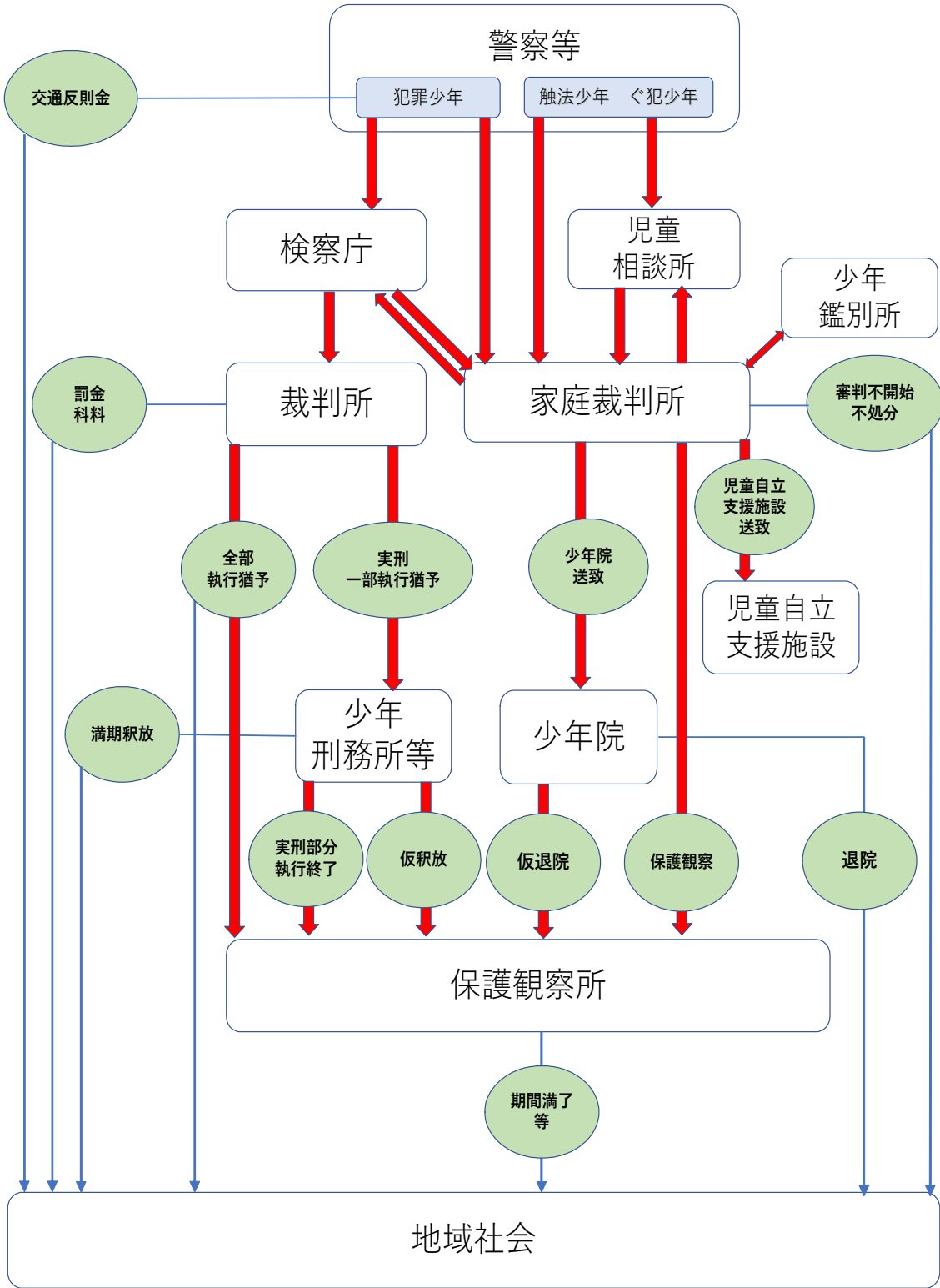
計画の対象は、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（警察で微罪処分になった者、検察庁で起訴猶予処分になった者、裁判所で全部執行猶予になった者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者等を含む。）のうち、支援が必要な者とします。

※ 2、3 頁図表参照

[成人による刑事事件の流れ]



[非行少年に関する手続の流れ]



1 3. 計画の基本方針

2

3 国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）に掲げられてい
4 る 5 つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が、社会で孤立することなく、
5 再び社会を構成する一員となることを本県の実情に応じて支援することに
6 より、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮ら
7 せる社会の実現を目指します。

8

9 **【参考】**

10 ○国の再犯防止推進計画に掲げられている 5 つの基本方針

11

12 ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再
13 び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む
14 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密
15 な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な
16 連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するこ
17 と。

18 ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階に
19 おいて、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受け
20 られるようにすること。

21 ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛
22 を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、
23 それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等
24 が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯
25 罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のた
26 めに努力することの重要性を踏まえて行うこと。

27 ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調
28 査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行
29 う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、
30 社会情勢等に応じた効果的なものとする。

31 ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという
32 現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある
33 社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、
34 分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得ら
35 れるものとしていくこと。

36

1 4. 計画の期間

2

3 この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

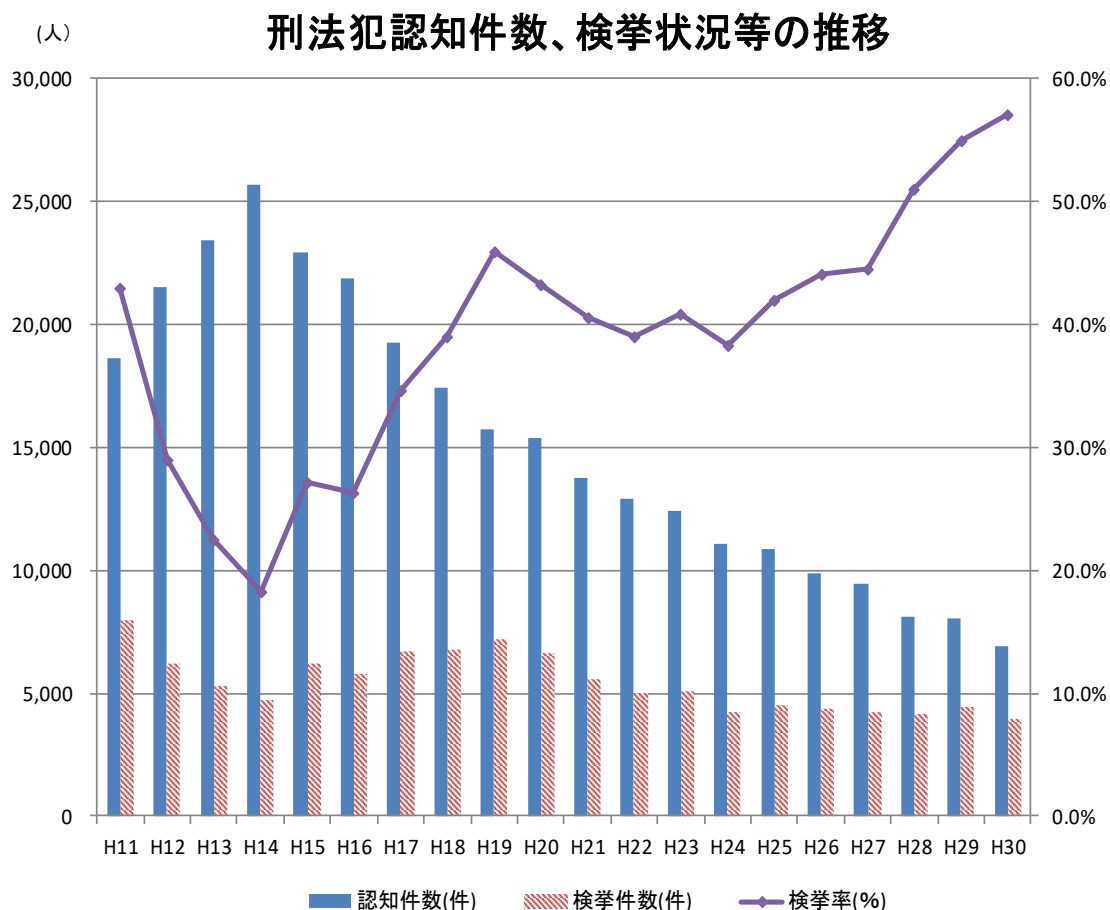
39

第二章 沖縄県における再犯の現状

1
2

3 1. 沖縄県における再犯防止を取り巻く状況

4 沖縄県における刑法犯の認知件数は、平成 14 年の 25,641 件をピークに、
5 平成 15 年以降 15 年連続で減少し、平成 30 年には 6,878 件と最小となりま
6 した。また、検挙率は上昇を続け、平成 30 年には 57.0 %となっています。



(出典:沖縄警察本部「犯罪統計資料」)

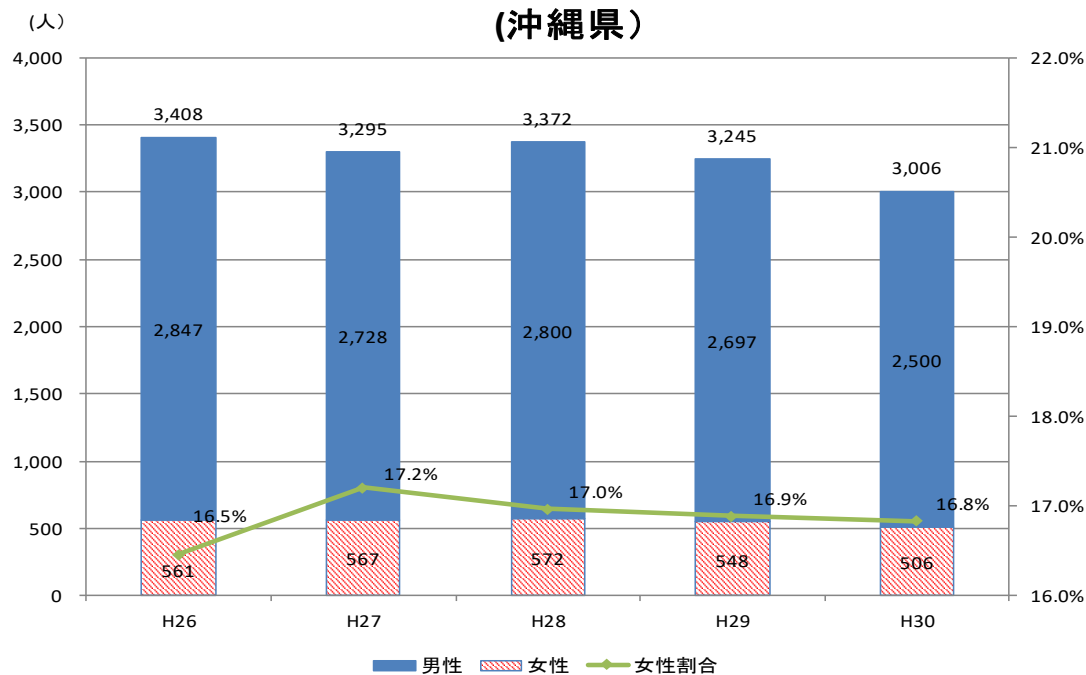
7

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
認知件数(件)	18,578	21,491	23,426	25,641	22,914	21,884	19,263	17,423	15,717	15,353
検挙件数(件)	7,989	6,226	5,268	4,694	6,227	5,760	6,675	6,798	7,208	6,636
検挙率(%)	43.0%	29.0%	22.5%	18.3%	27.2%	26.3%	34.7%	39.0%	45.9%	43.2%
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数(件)	13,738	12,887	12,403	11,066	10,820	9,879	9,463	8,082	8,047	6,878
検挙件数(件)	5,563	5,017	5,058	4,233	4,531	4,356	4,205	4,123	4,424	3,919
検挙率(%)	40.5%	38.9%	40.8%	38.3%	41.9%	44.1%	44.4%	51.0%	55.0%	57.0%

8

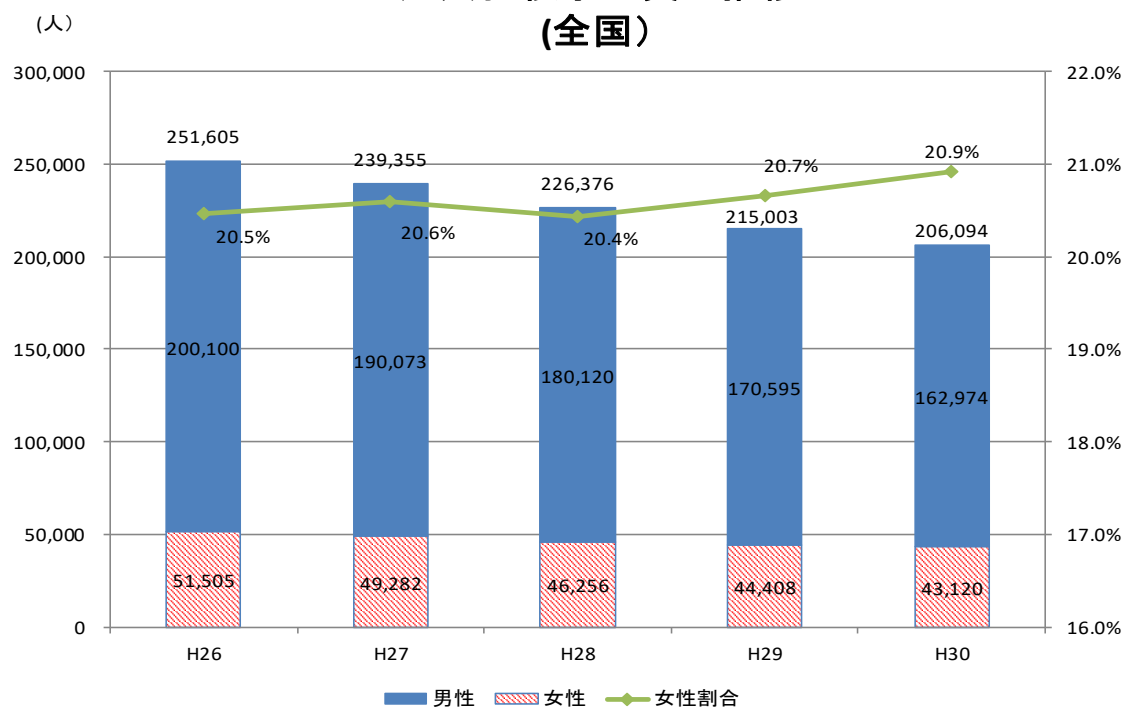
- 1 刑法犯の検挙人員については減少傾向にあり、平成 30 年の検挙人員は
 2 3,006 人となっています。うち女性が 506 人と全体の 16.8%を占めています。
 3 全国における女性の割合は 20.9%となっており、沖縄県は全国と比較し
 4 て女性の割合が低くなっています。

刑法犯検挙人員の推移 (沖縄県)



(出典: 沖縄警察本部「平成30年 犯罪統計資料」)

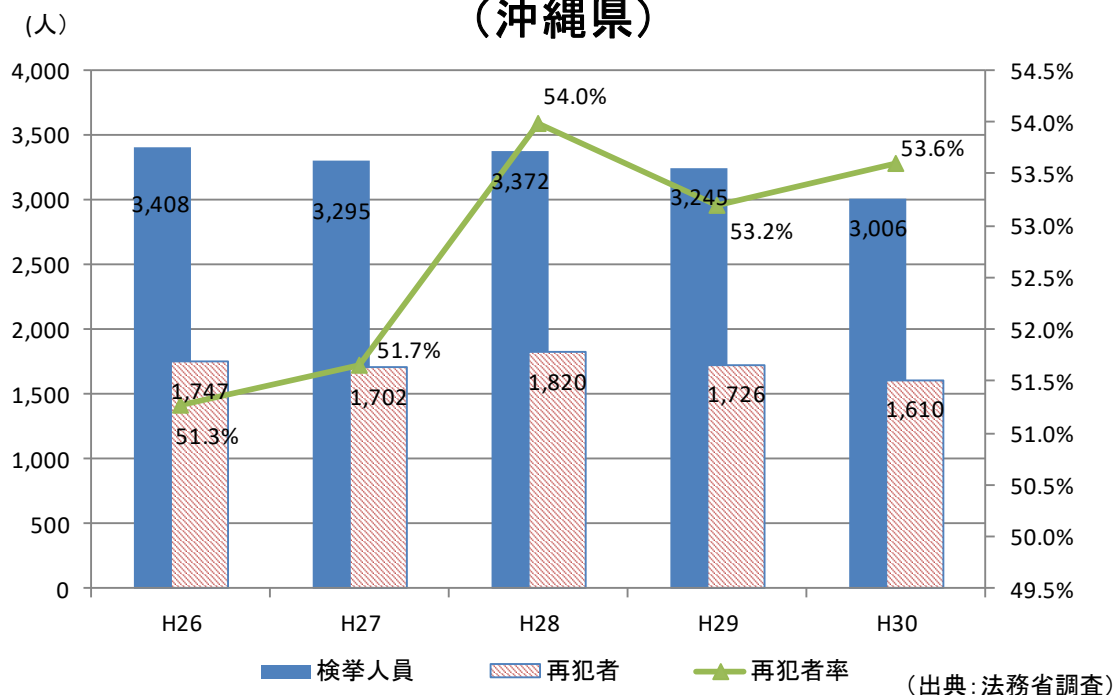
刑法犯検挙人員の推移 (全国)



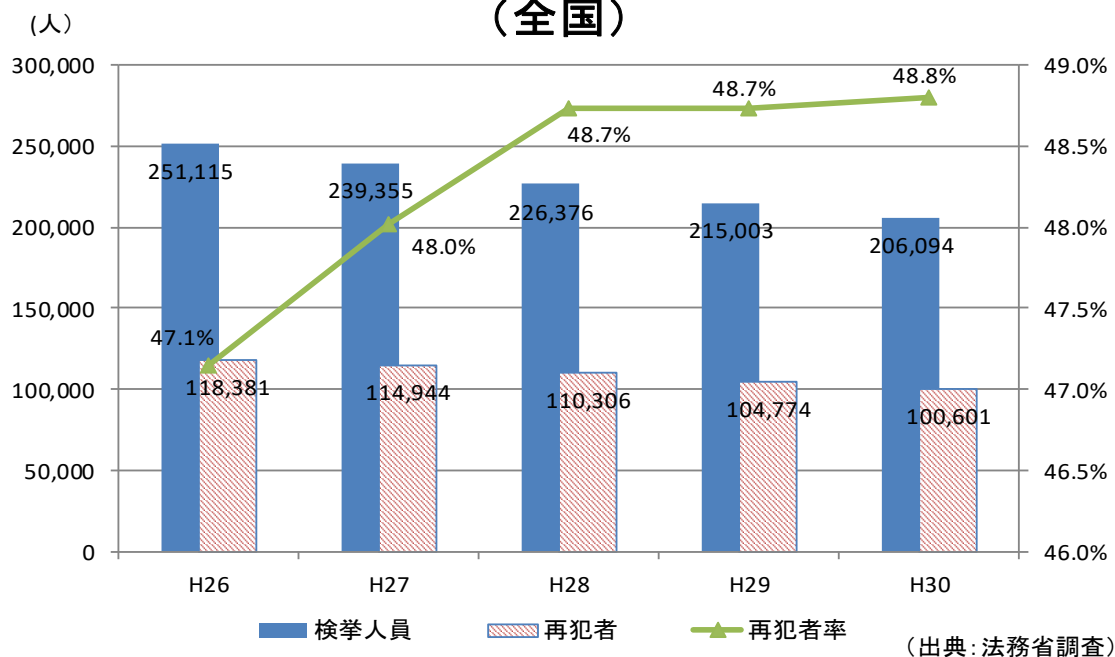
(出典: 法務省「令和元年犯罪白書」)

- 1 刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、平成 30 年
- 2 には 53.6 %となっており、全国平均 48.8 %より 4.8 ポイント高く、全国でワ
- 3 ースト 2 位となっています。

刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移 (沖縄県)

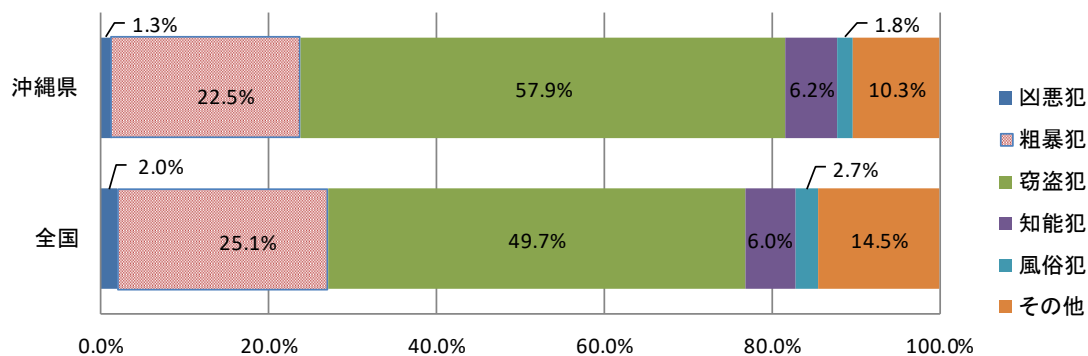


刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移 (全国)



1 刑法犯検挙人員の犯罪傾向は、平成30年では窃盗犯が57.9%となってい
 2 ます。また、粗暴犯は、22.5%となっており、窃盗犯と粗暴犯で、刑法犯検
 3 挙人員の約8割を占めています。全国も同様の傾向がありますが、沖縄県で
 4 は、窃盗犯の割合が全国と比較して8.2ポイント高くなっています。

刑法犯の検挙人員に対する犯罪傾向(H30)
 全国比

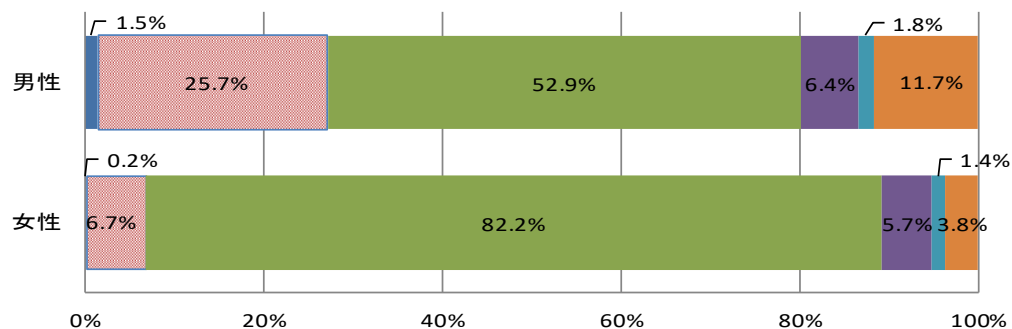


(出典:警察庁「令和元年警察白書」)

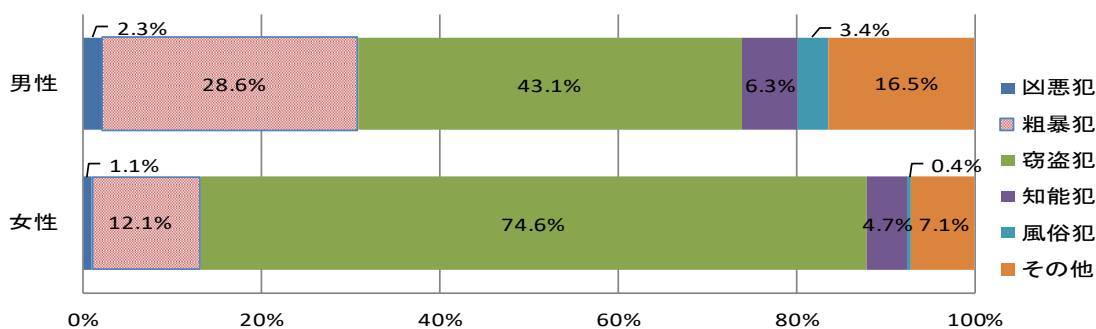
5 また、犯罪傾向を男女別でみると、女性における窃盗の割合が、男
 6 性と比べて顕著に高く、全体の約8割を占めています。

刑法犯の検挙人員に対する犯罪傾向 (H30)
 男女比

沖縄県



全国

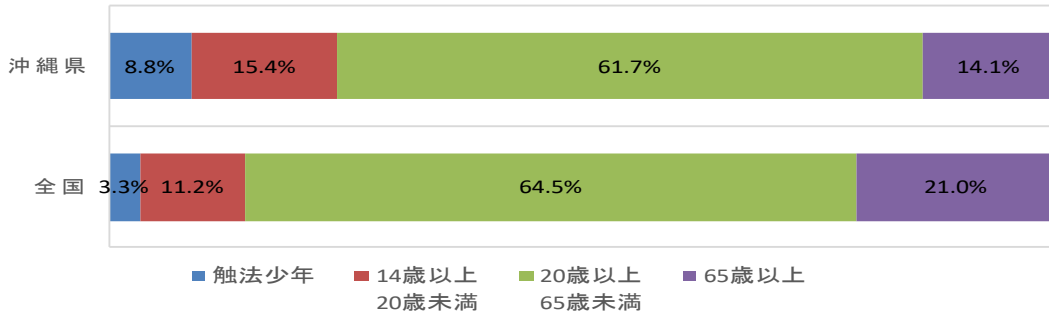


(出典:沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」、警察庁「平成30年の犯罪」)

1 刑法犯検挙、補導人員の年齢構成は、平成30年では、20歳未満の割合が
 2 24.2%となっており、全国と比較して9.7ポイント高くなっています。特に
 3 触法少年は、8.8%と全国と比較して約2.6倍と特に高い状況です。

4 逆に65歳以上の高齢者の割合は14.1%と、全国と比較して6.9ポイント
 5 低くなっています。

刑法犯検挙、補導人員の年齢構成（H30）
 全国比

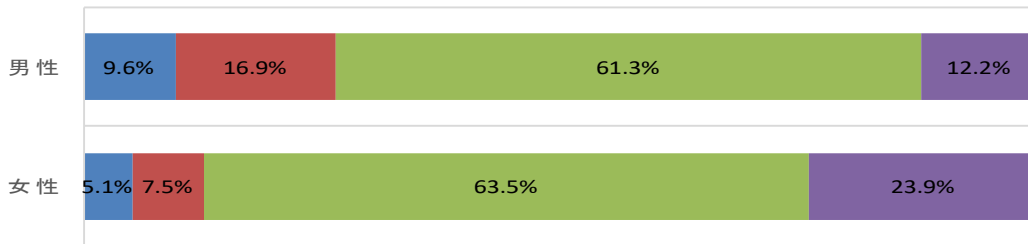


（出典：法務省「令和元年版犯罪白書」）

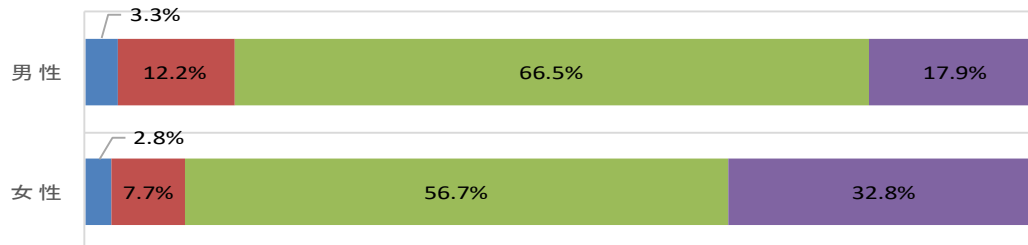
6 また、年齢構成を男女別でみると、男性では20歳未満の割合が26.5
 7 %を占めるのに対し、女性は12.6%と13.9ポイント低く、逆に65歳以上の
 8 高齢者が23.9%と男性と比べて11.7ポイント高くなっています。

刑法犯検挙、補導人員の年齢構成（H30）
 男女比

沖縄県



全国

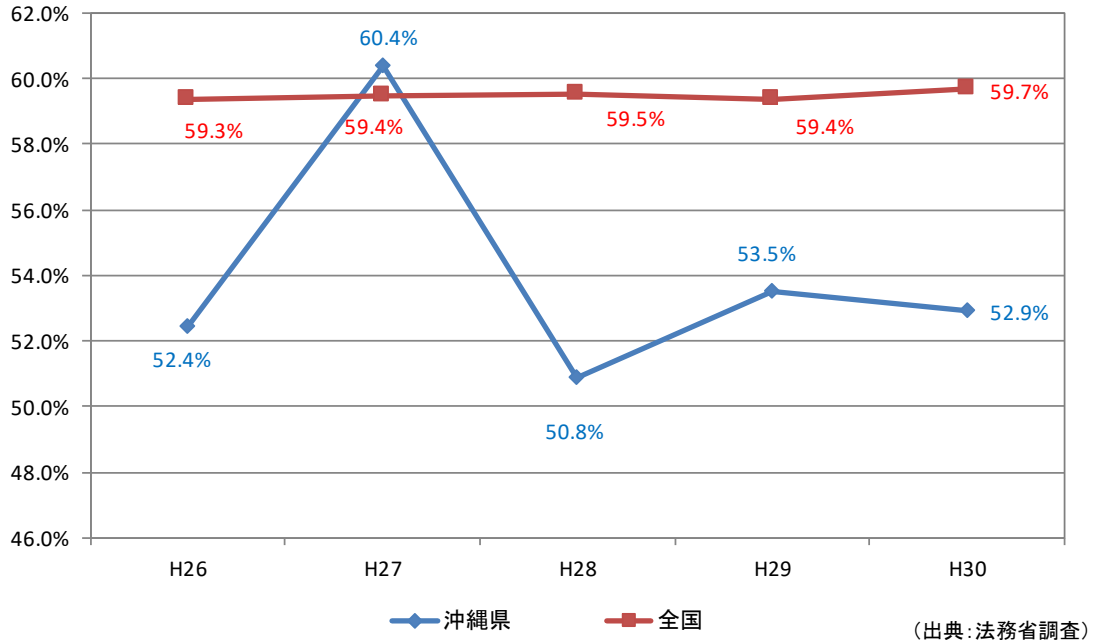


■ 触法少年 ■ 14歳以上 20歳未満 ■ 20歳以上 65歳未満 ■ 65歳以上

（出典：沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」、警察庁「平成30年の犯罪」）

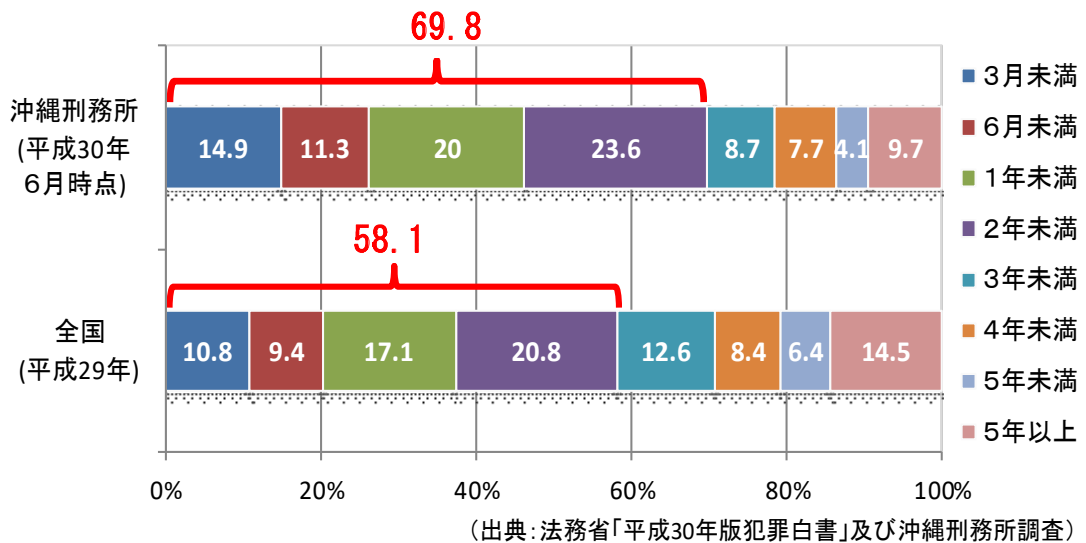
- 1 新受刑者中の再入者率（再入所に係る犯行時の居住地が沖縄県である者）
- 2 は、平成30年には52.9%となっています。

新受刑者中の再入者率



- 3
- 4 再入者の再犯に至る期間は、沖縄刑務所入所者では2年未満で7割とな
- 5 っており、全国よりも11.7ポイント高い状況となっています。
- 6

再入者の再犯期間



1 2. 再犯防止等に関する施策の指標

2

3 再犯防止推進計画を進める上で、成果指標を次のとおり設定し、その達
4 成に向けて取り組みを推進します。

5

6 ○本県の刑法犯検挙人員中の再犯者数を、令和6年度末までに平成30年の
7 再犯者率全国平均48.8%に相当する1,466人以下とする。

8

9 刑法犯検挙人員中の再犯者数 基準値 平成30年 1,610人

10

11 (参考) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (H30)

	検挙人員	再犯者数	再犯者率	
沖縄県	3,006人	1,610人	53.6%	目標値
全国	206,094人	100,601人	48.8%	3,006人×48.8%=1,466人

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

【参考】

国の目標 (平成24年7月「再犯防止に向けた総合対策」)

出所後2年以内に再び刑務所等に入所する者の割合を平成33年
までに20%以上減少

23 また、県内の再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指
24 標とします。

25

26 (1) 就労・住居の確保等関係

27 ○協力雇用主数 (4月1日時点) 平成31年 394社

28

29 ○実雇用協力雇用主数 (4月1日時点) 平成31年 7社

30

31 ○協力雇用主被雇用者数 (4月1日時点) 平成31年 8人

32

33 ○刑務所出所時に帰住先がない者の割合 平成30年 11.5%

34

35 ○更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者
36 の数 平成30年 166人

37

1	(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進関係			
2	○特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数			
3		平成 30 年	21 人	
4				
5	○薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数	平成 30 年	3 人	
6				
7				
8	(3) 非行の防止と学校等と連携した修学支援関係			
9	○検挙・補導された刑法犯少年の数	平成 30 年	799 人	
10				
11	○犯罪少年の再犯者数	平成 30 年	226 人	
12				
13	○犯罪少年の再犯者率	平成 30 年	44.5 %	
14				
15	(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進関係			
16	○保護司数及び充足率 (1 月 1 日時点)	平成 31 年	574 人	93.3 %
17				
18	○「社会を明るくする運動」参加者数	平成 30 年	34,237 人	
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				

第三章 支援施策の展開

1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組

【現状と課題】

これまで犯罪をした者等への支援は、刑事司法手続の中や刑事司法機関と連携した民間団体において行われてきました。しかし、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られ、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、県や市町村などが一般市民を対象として提供する各種行政サービスによって行われています。犯罪をした者等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていないなど、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている方も多くいます。社会的な支援が必要であるにもかかわらず、これまで適切に支援に繋がらず、生きづらさを解消できないまま犯罪に至っており、社会と矯正施設等を行き来する負の連鎖から抜け出せないという状況にあります。このような負の連鎖を断ち切るためには、それぞれの機関で個別に対応するような既存の支援方法では不十分であり、国や地方公共団体、民間が連携することが必要です。

また、市町村には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応等の支援のノウハウや知見が十分ではないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易ではないこと等の課題があります。

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、「沖縄県刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」、「沖縄県地域支援連絡協議会」、「沖縄県心神喪失者等医療観察法関係者連絡会議」など、各分野において、関係機関で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。

・沖縄刑務所では、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」等における多数の機関や地方自治体関係者等を対象とした施設見学や意見交換及び関係団体が参加する研修会等への参加を通じての情報提供及び共有により連携の強化を図っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園は「沖縄県刑務所出所者等就労支援事業連絡会」、「アディクション連携会議」「沖縄県暴走族対策連絡協議会」などの協議会等への参加を通じて、情報共有や連携の強化を図っています。

また、在院者の矯正教育及び社会復帰支援に資するため、地方自治体や

1 関係団体の関係者を招き、「処遇ケース検討会」を開催しています。
2 そのほか、近隣の児童心理治療施設等の職員と、発達に障害を有する人
3 に対するケアに関する知見の共有を図っています。

4
5 ・沖縄少年院では、沖縄県平和祈念資料館と連携して「平和教育活動」を
6 実施しています。

7
8 ・沖縄女子学園では、沖縄県公衆衛生協会と連携して、成犬譲渡促進事業
9 の一環である保護犬のトレーニングを園内で実施しています。

10
11 ・那覇少年鑑別所では、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」に参
12 加し、対象者への支援に関する情報共有を図ることで、関係機関等との連携
13 を図っています。

14
15 ・県内8つの保護司会では、各地域内の市町村と連携しながら、犯罪をし
16 た者等の支援や犯罪の予防に寄与する市町村の各種施策及び民間団体の活動
17 に協力しています。また、更生保護サポートセンターを始め保護司会及び市
18 町村単位の支部の活動拠点の確保及び維持、協力雇用主の確保など雇用の促
19 進を図る活動その他、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動を行
20 います。

21
22 ・沖縄県就労支援事業者機構では、更生保護関係団体（更生保護法人沖縄
23 県更生保護協会、沖縄県保護司会連合会、沖縄県更生保護女性連盟、沖縄県
24 BBS 連盟、更生保護施設がじゅまる沖縄、更生保護施設やんばる青年隊）
25 と連携した取組を実施しています。

26 27 **【県における具体的な施策】**

28 ・市町村が地方再犯防止推進計画策定に必要な情報を収集できるよう、国
29 に働きかけるとともに、策定のための助言等を行います。（子ども生活福祉
30 部）

31
32 ・市町村における再犯防止推進に係る意識醸成を図り、取組に関する課題
33 や情報を共有するため、国の関係機関と連携・役割分担をしながら、市町村
34 担当者向けの会議や講演会等を開催します。（子ども生活福祉部）

35
36 ・犯罪をした者等がそれぞれの機関における各種窓口適切に繋がるよう
37 に、国の機関及び市町村、民間等の連携強化を図ります。（子ども生活福祉

1 部)

2

3 ・沖縄県地域生活定着支援センター（平成 22 年 10 月設置）において、触法
4 少年・高齢者・障害者の矯正施設出所後の円滑な地域生活移行を図るため、
5 国、地方公共団体、福祉、医療、保健等の関係機関との連携のもと、支援対
6 象者への個別支援ネットワークの構築や、専門職を対象とした研修会の開催
7 等、支援体制の充実強化に取り組みます。（子ども生活福祉部）

8

9 ・国、市町村及び民間団体とのネットワーク構築を図るため、各機関が主
10 催する協議会等に積極的に参加し、連携強化を図ります。（関係各部）

1 2. 就労・住居の確保のための取組

2 (1) 就労の支援

3 【現状と課題】

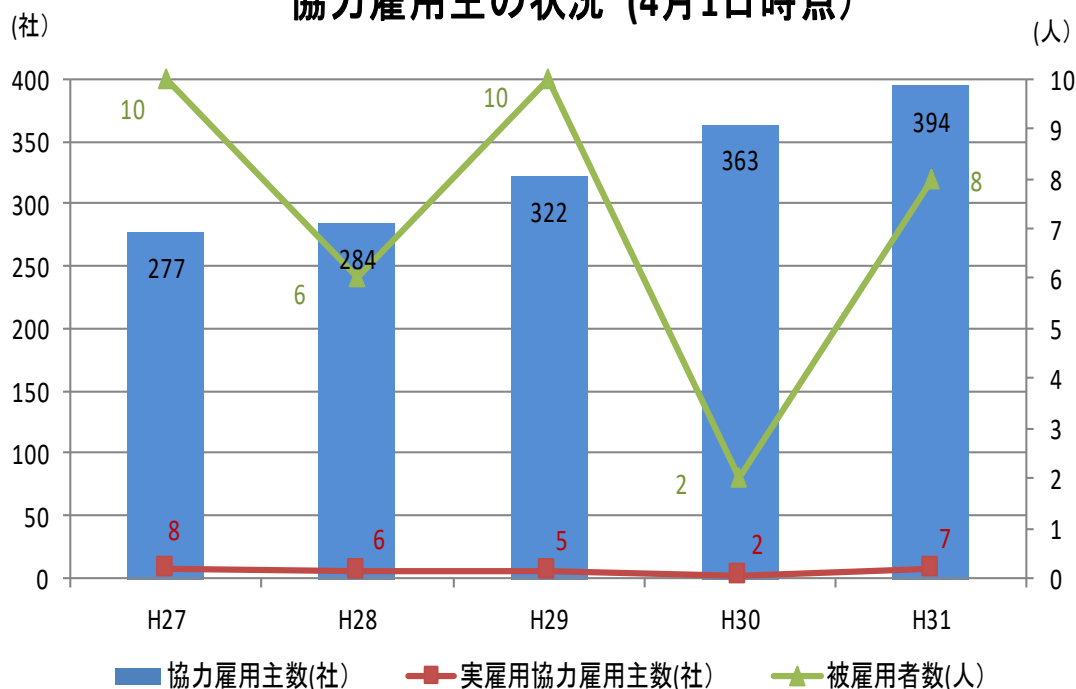
4 平成 29 年に沖縄刑務所に入所した者のうち、60.7 %が無職者となってい
5 ます。残る 39.3 %の有職者であった入所受刑者の入所前の就労状況中もつ
6 とも多かったのは、単純労働で 19.4 %、次いで技能工 6.6 %となっています。
7 また、平成 30 年に保護観察を終了した者（保護観察処分少年及び少年院仮
8 退院者を除く）のうち、終了時に無職である者の割合は 29.7 %となってい
9 ます。

10 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等
11 を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主を協
12 力雇用主といいます。協力雇用主の県内の登録状況は、平成 31 年 4 月 1 日
13 現在、394 社となっており、年々増加していますが、実際に雇用している協
14 力雇用主は 7 社、雇用されている出所者等の数は 8 名と、企業が協力雇用主
15 として登録していても、実際の刑務所出所者等の雇用に結びついていない状
16 況です。

17 不安定な就労が再犯のリスクとなっており、再犯防止に向けては、就労
18 の機会を確保し、支援することで、生活基盤を安定させることが重要です。

19

協力雇用主の状況 (4月1日時点)



(出典:法務省調査)

1 【国・民間団体による取組】

2 ・那覇保護観察所では、ハローワークなど関係機関と連携し、県下420
3 社（令和元年9月末現在）の協力雇用主の協力を得て、保護観察対象者に対
4 する就労支援を行っています。また、身元保証や刑務所出所者等就労奨励金
5 などの協力雇用主を支援するための制度も活用しています。

6
7 ・沖縄刑務所では、ハローワークと連携した就労支援に加え、毎年度ごと
8 に数回合同就職説明会を実施し、協力雇用主による事業内容説明等を参加受
9 刑者に対し行うことで、就労意欲の喚起を図り、希望者に対しては後日採用
10 面接までつなげることで就労の確保を図っています。また、地方更生保護委
11 員会や保護観察所、更生保護就労支援事業所とも連携し、満期釈放が近い者
12 に対する面接を行い、就労支援の需要の掘り起こしを行っています。

13
14 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、矯正教育として、就労に必要な知識
15 及び技能の習得のための「職業指導」を行うとともに、有用な資格の取得を
16 目指す講座を実施しています。また、就労支援スタッフ（非常勤職員）を配
17 置し、在院者の就労に関する助言や指導を個別に行っているほか、在院者が
18 在院中から求職活動を行い、出院までに就労先が内定できるようハローワー
19 クと連携した就労支援を行っています。

20
21 ・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」においては、「刑務
22 所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する
23 心理的支援を行う窓口を設置しています。

24
25 ・ハローワークでは、矯正施設（刑務所、少年院）及び保護観察所との連
26 携のもと、刑務所出所者等に対する「刑務所出所者等就労支援事業」を実施
27 しています。具体的には、矯正施設在所中の就職内定を目指し、ハローワーク
28 職員又は就職支援ナビゲーターが矯正施設に出向いて求職活動ガイドブック
29 の配付、職業講話を実施し、職業意識や就労意欲を喚起する他、求職申込み
30 を受けるとともに、受刑者等専用求人積極的に活用して複数回のきめ細や
31 かな職業相談・職業紹介を実施しています。また、矯正施設出所後の保護観
32 察対象者に対しては、ハローワークにおいて、個別面談後に選定した支援メ
33 ニューに基づき、担当者制による職業相談・職業紹介を実施しています。

34
35 ・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、刑務所出所者等が就労する際、
36 必要に応じて身元保証の手続を実施しています。

37

1 ・更生保護施設がじゅまる沖縄では自力で就労先を見つけることができない
2 場合、希望があれば協力雇用主等の事業者を紹介しています。

3
4 ・沖縄県就労支援事業者機構では、事業所を訪問し協力雇用主制度の説明を
5 行うほか、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主への給与一部助成や対象者
6 に対する作業着購入助成、交通費助成、面接指導等を行い、協力雇用主の登
7 録促進及び雇用基盤の整備に努めています。

8 また、那覇保護観察所と連携し、沖縄少年院、沖縄女子学園及び沖縄刑務
9 所において入院中、入所中から面談を実施し、早期の段階から就労支援を取
10 組んでいるほか、対象者の状況や希望職種により、ハローワークやパーソナ
11 ルサポートセンターと連携した取組を行っています。さらに沖縄刑務所にお
12 いて協力雇用主による就職説明会を開催し、入所中から就労意識の喚起に努
13 めています。

14 15 【県における具体的な施策】

16 ・長期未就労、コミュニケーション難などの、様々な困難に直面し、本人
17 の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に
18 対し、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、相談者の就労に繋げる
19 取組を実施します。(商工労働部)

20
21 ・県と委託契約を締結した事業所において、実際の業務に係る作業につい
22 て訓練を行い、作業環境への適応を容易にする取組を実施します。(商工労
23 働部)

24
25 ・就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合
26 的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えて
27 いる、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない
28 生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの
29 支援を、計画的かつ一貫して実施します。(子ども生活福祉部)

30
31 ・就労訓練事業を行う民間事業所等の掘り起こしや生活困窮者とのマッ
32 ング、利用後の支援を行います。(子ども生活福祉部)

33
34 ・障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、ハローワークなどの関
35 係機関とも連携し、「障害者就業・生活支援センター」において、アドバイ
36 ザーが企業に向けて雇用開拓の働きかけを行いながら相談や助言を行い、生
37 活支援員が障害のある方の就業に伴う日常生活や社会生活上の支援を行うこ

1 とで、職場定着を図ります。(商工労働部、子ども生活福祉部)

2

3 ・暴力団組織からの離脱支援、離脱者に対する就労支援に取り組みます。(県
4 警本部)

5

6 ・沖縄県建設工事入札参加資格審査において、協力雇用主登録企業が希望
7 する場合、県独自評価点の加点を行います。(土木建築部)

8

9

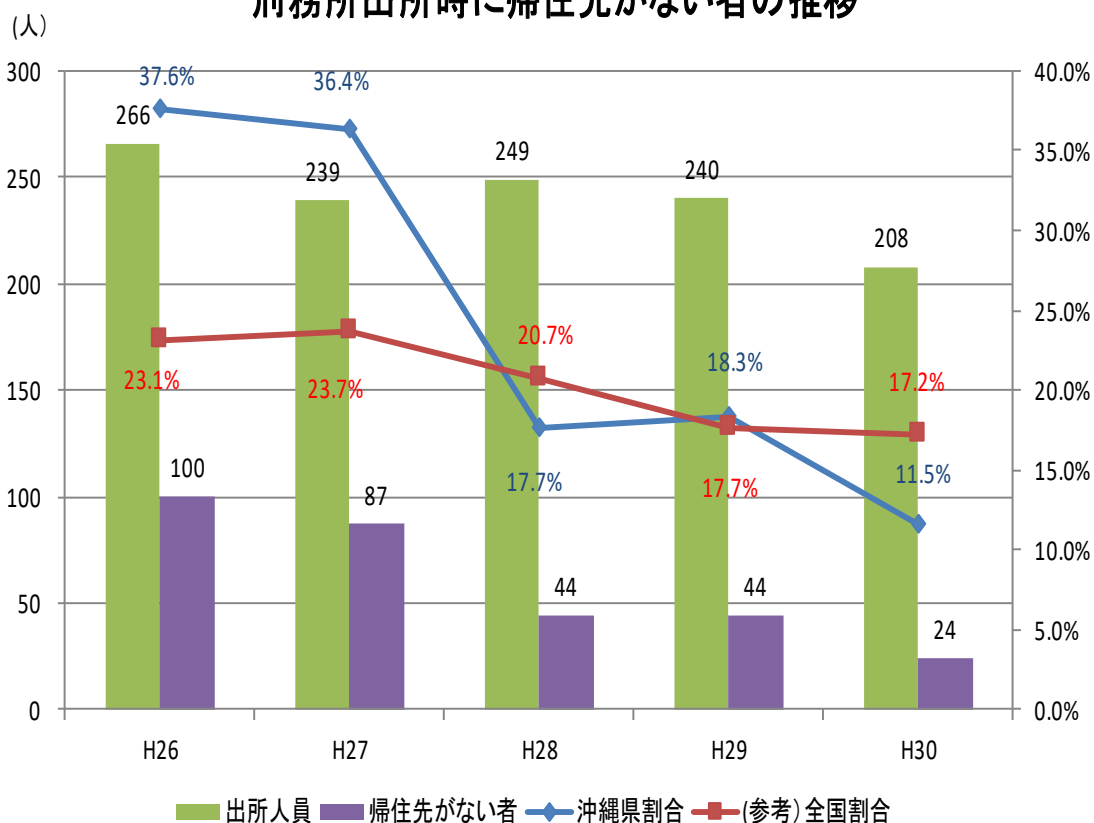
10 (2) 住居の確保

11 【現状と課題】

12 平成 30 年に沖縄刑務所を出所した者 208 人のうち、親族等から受入を拒
13 否されている等の理由により、健全な帰住先を確保できないまま出所した者
14 (帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者も含む) は 24 人で全体
15 の 11.5 %となっています。

16

刑務所出所時に帰住先がない者の推移



17

1 また、平成 30 年度に県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一
2 時的に居場所を確保した者の数は 166 人となっています。

3 更生保護施設や自立準備ホームはあくまでも一時的な帰住先であり、地
4 域社会において安定した生活を送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠
5 です。

6 しかし、犯罪をした者等については、アパートや福祉施設に入居する際
7 に求められる身元保証人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴に
8 より民間家賃保証会社を利用できないこと等により、住居の確保が難しい状
9 況があります。

11 【国・民間団体による取組】

12 ・那覇保護観察所では、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄り
13 がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理
14 由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して一時的な帰住先として更
15 生保護施設(県内2か所)や自立準備ホームの確保を行っています。

16
17 ・沖縄刑務所では、地方更生保護委員会及び保護観察所が実施している、
18 釈放後の生活環境調整が難航している者に対する面接に積極的に協力してい
19 ます。刑の一部執行猶予者に対しては、地方更生保護委員会及び保護観察所
20 に早期に情報提供し、可能な限り仮釈放につなげているほか、入所時等の指
21 導の機会に更生緊急保護制度の周知も行っています。

22
23 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の住居の確保等社会復帰に向け
24 た支援の実施などへの理解と協力を得るため、保護者会の開催や保護者が参
25 加するプログラムを積極的に実施しています。

26
27 ・更生保護施設がじゅまる沖縄では犯罪や非行をした人のうち、帰る場所が
28 ない人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々
29 なアドバイスをする等の支援を行っています。SST(社会生活技能訓練)で
30 困難な場面に直面した場合の対処法を身につける等の練習を行い、また、退
31 所後の一人暮らしの中で活かせるように更生保護女性会の協力の下、料理教
32 室を毎月実施しています。自立資金が十分になった者については、必要があ
33 れば不動産会社を紹介する等、住居の確保を支援しています。

35 【県における具体的な施策】

36 ・一定の住居を持たない生活困窮者が安定した生活を営めるよう支援する
37 ことを目的として、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び

1 衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行います。

2 (子ども生活福祉部)

3

4 ・離職者等であって安定した就職の意思及び能力のある者のうち、住宅を
5 喪失している者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の給
6 付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた
7 支援を行います。(子ども生活福祉部)

8

9 ・様々な障害や生きづらさを抱え、虐待、経済的な理由により日常生活を
10 営むことが困難な者が、養護老人ホームや救護施設へ円滑に措置入所ができ
11 るよう、措置権者(市町村)や当該施設を対象とした説明会を開催するなど、
12 連携強化に努めます。(子ども生活福祉部)

13

14 ・不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体
15 の住宅部局及び福祉部局等を構成員とした居住支援協議会において、住宅確
16 保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、住宅情
17 報等の提供等を行います。(土木建築部)

18

19

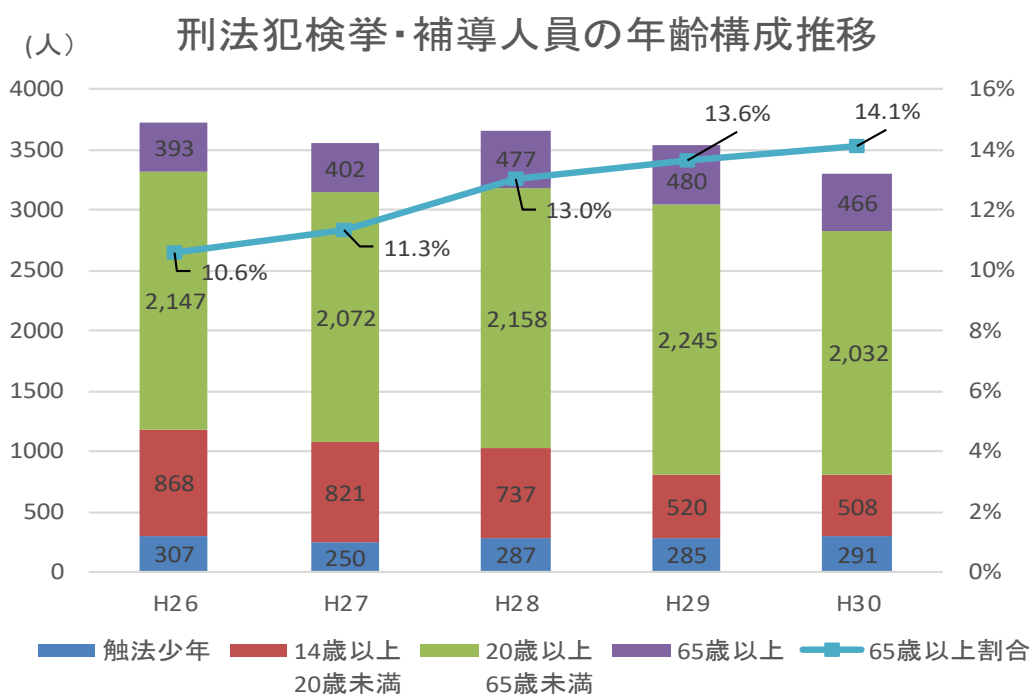
1 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

2 (1) 高齢者又は障害者等への支援

3 【現状と課題】

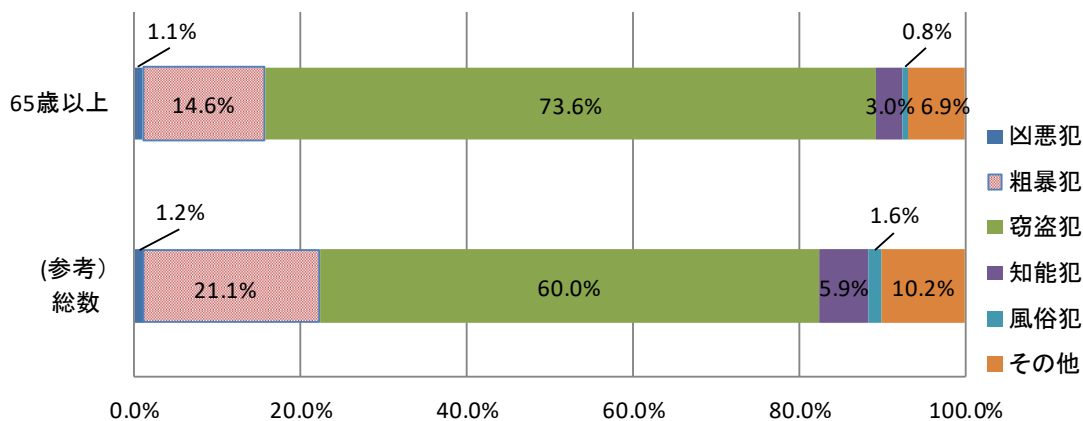
4 沖縄県内の刑法犯検挙・補導人員に占める 65 歳以上の高齢者の割合は
5 14.1 %となっており、全国平均 21.0 %と比較して 6.9 ポイント低い状況です
6 が、その割合は年々増加しています。

7 また、65 歳以上の高齢者における罪種は窃盗がもっとも多く、73.6 %を
8 占めています。



(出典：沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」)

高齢者における犯罪傾向(H30)



(出典：沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」)

1 2018年版矯正統計年報によると、全国における平成30年新受刑者の能力
2 検査値において、一般的に知的障害の疑いがあると判断される能力検査値69
3 以下の者は19.1%であり、テスト不能の判定を受けた者を含めると25.5%
4 になります。

5 犯罪をした者等の中には、各種保険医療や福祉サービスを受けられたに
6 もかかわらず、これまで適切に繋がっていなかったため、再犯に至った者も
7 少なくありません。

8 9 【国・民間団体による取組】

10 ・沖縄刑務所、沖縄少年院及び沖縄女子学園では、高齢又は障害を有する
11 者であって、かつ適当な帰住予定地がなく、出所後に福祉サービス等が必要
12 な者については、那覇保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、
13 帰住先の確保や福祉・医療サービスの利用等の特別調整を行っています。

14
15 ・那覇保護観察所では、福祉専門職員が配置されている更生保護施設や自
16 立準備ホームに対して、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくた
17 めの処遇の委託などを行っています。

18 また、心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察につ
19 いて、裁判所の求めに応じて生活環境調査を行い、指定の医療機関による継
20 続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察等を行って、病状の改
21 善及び同様の行為の再発防止を図っています。

22
23 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、医師による診察を実施し、出院後に
24 引き続き医療面のケアが必要な在院者については、紹介状の作成等を行って
25 います。

26
27 ・那覇少年鑑別所では、那覇地方検察庁及び保護観察所等の関係機関から
28 の依頼により、知的障害が疑われる対象者に対しては、障害の程度をアセス
29 メントするための手段として、面接や個別知能検査等を実施しています。

30
31 ・那覇地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢、障害等
32 により福祉的支援（医療的支援を含む）が必要であり、かつ支援を行うこと
33 が適当と認められる者については、那覇保護観察所や福祉関係機関と連携し
34 て、対象者の住居の確保や就労支援、その他の福祉的措置につなげるなどの
35 取組を行っています。（入口支援）

36
37 ・更生保護施設がじゅまる沖縄は、高齢または精神・知的等の障がいにより

1 特に自立が困難な矯正施設出所者等を受け入れる、高齢・障害者受入施設と
2 して指定されています。同施設では県地域生活定着支援センターや関係自治
3 体等と連携を図り、これらの者に対し福祉施設への入所、生活保護の申請な
4 どの支援を行っています。

5
6 **【県における具体的な施策】**

7 ・高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び
8 退所者等に対し、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設、保護観察
9 所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで
10 一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定
11 着を支援します。(子ども生活福祉部)

12
13 ・認知症の高齢者、精神障害、知的障害など、判断能力が十分でない者の
14 権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、福
15 祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を実施する日常生活自立
16 支援事業（実施主体：沖縄県社会福祉協議会）の実施を支援します。(子
17 ども生活福祉部)

18
19 ・生活困窮者等が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活
20 困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を
21 し、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類
22 及び内容等を記載した計画の作成等様々な支援を包括的かつ計画的に取り組
23 みます。(子ども生活福祉部)

24
25 ・障害福祉圏域（5圏域）ごとに障害者相談支援業務に精通するアドバイ
26 ザーを配置し、地域で対応が困難な事例に係る助言や相談支援従事者のスキ
27 ルアップに向けた指導等を行い、地域における相談支援体制の整備を推進し
28 ます。(子ども生活福祉部)

29
30 ・医療・保健・福祉が連携し、「協働」による支援体制整備を目的としたコー
31 ディネーターを各障害福祉圏域に配置し、精神障害者の地域移行・地域定着
32 支援の促進を図ります。(子ども生活福祉部)

33
34 ・障害者総合支援法第58条の規定に基づき、精神障害者の精神治療の通院
35 医療費について、保険及び自己負担分を除く額を公費負担します。また、沖
36 縄県復帰特別措置法に基づき、精神障害者の精神治療の通院医療費について、
37 自己負担分を公費で負担します（訪問看護は除く）。(保健医療部)

1 ・生活保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じて必要な扶助費
2 を支給します。(子ども生活福祉部)

3

4 ・地域で暮らす高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を
5 行う地域包括支援センターの職員等に対し、専門性の向上を図るための研修
6 を実施します。(子ども生活福祉部)

7

8 ・地域福祉支援計画の改定の際に、高齢者や障害のある犯罪をした者等に
9 対する福祉的支援の推進について盛り込むことを検討します。(子ども生活
10 福祉部)

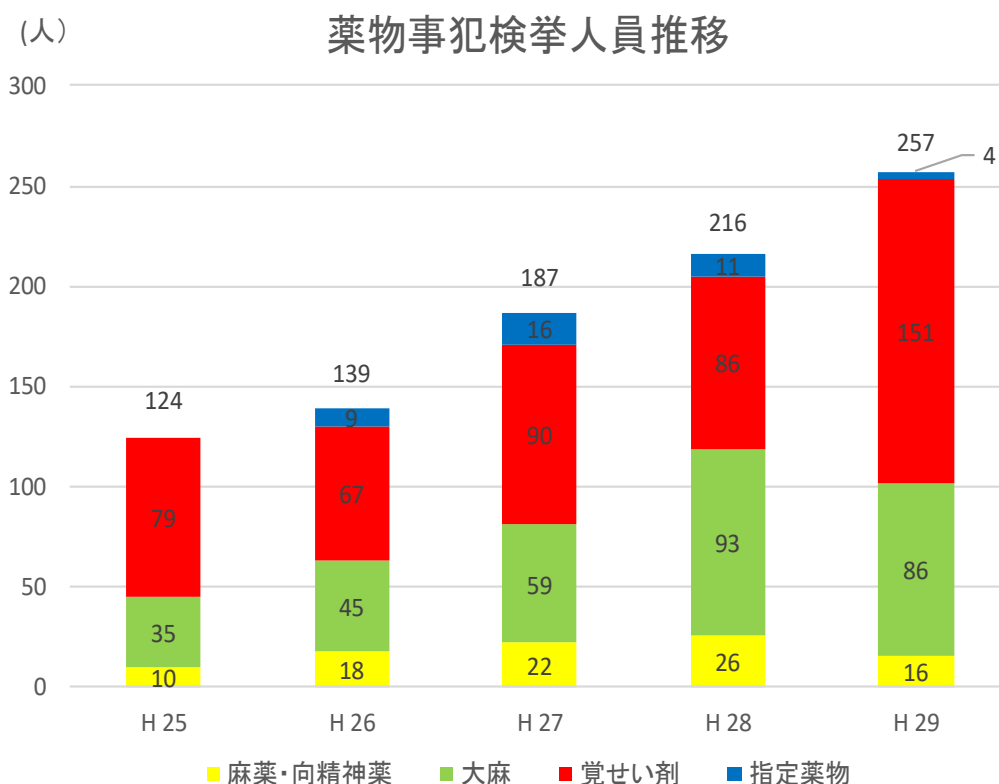
11

12

13 (2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援

14 【現状と課題】

15 沖縄県における薬物事犯検挙人員は増加傾向にあり、平成 29 年は 257 人
16 と過去最高となっています。薬物別にみますと、覚せい剤が 151 人と全体の
17 58.8 %を占めています。大麻は 86 人と全体の 33.5 %となっており、覚せい
18 剤と大麻で 92.3 %を占めています。



(出典:厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」)

1 また、検挙人員を年齢別にみますと、10代10人、20代43人、30代104
2 人、40代73人、50代以上27人となっています。10代の10人はいずれも
3 大麻所持による検挙です。

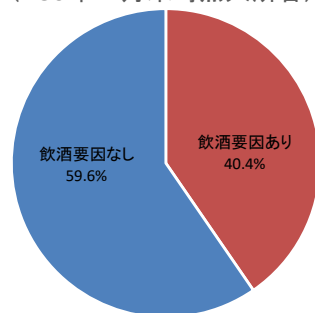
4 近年、各国で嗜好品としての大麻所持や使用が合法化された動きもあり、
5 青少年の大麻に対する罪悪感の薄れや誤った認識により、安易に入手し使用
6 している状況が窺えます。

7
8 アルコールについては、沖縄県では大きな問題となっております。

9 沖縄刑務所における平成30年12月末現在入所者307人中、飲酒下での
10 犯罪件数は124人で、全体の約4割を占めます。

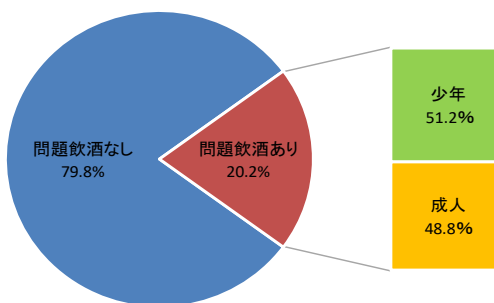
11 また、那覇保護観察所において同月末現在に保護観察中の者608件中、
12 問題飲酒対象者は123件で全体の約2割を占め、うち少年が63件で約半分
13 を占めます。

14 飲酒下での犯罪割合
(H30年12月末時点入所者)



16 (沖縄刑務所調査)

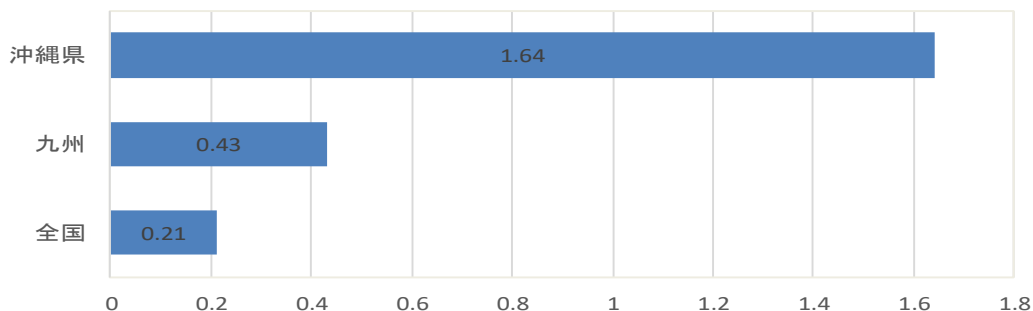
15 保護観察人員における問題飲酒対象者
(H30年12月末時点)



17 (那覇保護観察所調査)

18
19
20
21
22
23
24
25 平成30年中の沖縄県の飲酒運転検挙件数は2,222件、人口1,000人当たり
26 の検挙件数は1.64件で、九州平均0.43件の約3.8倍、全国平均0.21件の約7.8
27 倍となっています。また、平成30年中の人身事故に占める飲酒絡み事故の
28 構成率は全国平均の約2.1倍と全国ワースト2位となっています。

人口1,000人当たりの飲酒運転検挙件数 (H30)



(出典: 沖縄県警察本部「平成31年 飲酒運転根絶活動マニュアル」)

1 過度なアルコール摂取は理性や判断力を鈍らせ、犯罪や非行につながる要
2 因となることも多いことから、再犯防止のためには、アルコール対策が重要
3 となります。

4 5 【国・民間団体による取組】

6 ・那覇保護観察所では、保護観察対象者に対する「薬物再乱用防止プログラ
7 ム」、「飲酒運転防止プログラム」及び問題飲酒の者に対する特別処遇を実
8 施しているほか、薬物依存回復訓練施設での回復訓練や、自助グループへの
9 参加を積極的に働きかけています。また、依存者の家族・引受人を対象とし
10 た講習会を開催しています。

11
12 ・沖縄刑務所では、特別調整対象者及び特別調整に準ずる者であって、依
13 存症を有する者については、必要に応じて依存症回復施設を帰住先とした調
14 整を行っています。また、特別改善指導として薬物依存離脱指導、一般改善
15 指導として酒害教育、アルコール依存回復プログラムを実施しています。

16
17 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、覚醒剤、大麻その他の薬物に対する
18 依存等がある在院者に対して、特定生活指導として「薬物非行防止指導」を
19 実施しています。

20
21 ・沖縄少年院では、飲酒と非行の結び付きが顕著で、個別に指導を要する
22 ケースが増加したことから、講義形式又はグループワーク形式による「アル
23 コール関連問題指導」を実施しています。当該指導では、医師による講義や
24 依存症から回復した当事者の体験談を伝えるセッションなども盛り込んでい
25 るほか、民間病院の専門家を招いての特別プログラムも実施しています。

26
27 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、依存症を有する在院者が出院後に切
28 れ目のない支援を受けられるようにするため、在院中から民間リハビリ施設
29 の紹介や見学を行っています。

30
31 ・那覇少年鑑別所では、健全育成のための働きかけの一つとして、希望す
32 る在所者に対しては、「酒害講座」を受講させることで、飲酒に対する危機
33 感や問題意識の醸成を図っています。

34
35 ・県内の更生保護女性会では、薬物依存回復施設で昼食を作って提供するな
36 どの支援を行っています。

37

1 ・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、問題飲酒で困っている家族等を対
2 象としたワークショップ・相談会を実施しています。

3
4 ・更生保護施設がじゅまる沖縄では、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を
5 有する補導員が中心となり、薬物や飲酒に問題のある被保護者、当施設退所
6 者や外部メンバーを対象に週一回薬害・酒害ミーティングを実施していま
7 す。

8
9 **【県における具体的な施策】**

10 ・初期の薬物依存症者を対象として、認知行動療法を用いた薬物依存症回
11 復支援プログラムを無料で受講出来る薬物再乱用防止教室を実施します。(保
12 健医療部)

13
14 ・薬物乱用防止講演会や街頭キャンペーン等を通して、県民一人一人の薬
15 物乱用問題に対する認識を高める啓発活動に取り組みます。(保健医療部)

16
17 ・認知行動療法をベースにした回復支援プログラム(SMARPP (スマープ))
18 を用いて、依存症回復へのサポートを行っていきます。(保健医療部)

19
20 ・県総合精神保健福祉センターや県各保健所において、依存症に悩む本人
21 や家族の相談に対応し、必要な場合は医療機関等関係機関と連携を図りなが
22 ら支援を行います。(保健医療部)

23
24 ・依存症の専門医療機関を指定し、県ホームページや相談窓口において周
25 知を図ります(保健医療部)

26
27 ・沖縄刑務所の受刑者に対し、特別改善指導の一環として飲酒運転根絶等
28 の交通安全講話を実施します。(県警本部)

29

1 4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援

2 (1) 非行の防止

3 【現状と課題】

4 平成 30 年中に県内で検挙・補導された非行少年は、869 人でした。内訳

5 は、刑法犯少年 799 人、特別法犯少年 57 人、ぐ犯少年 13 人となっています。

6 成人も含めた全刑法犯の検挙・補導人員に占める少年の割合は、犯罪少

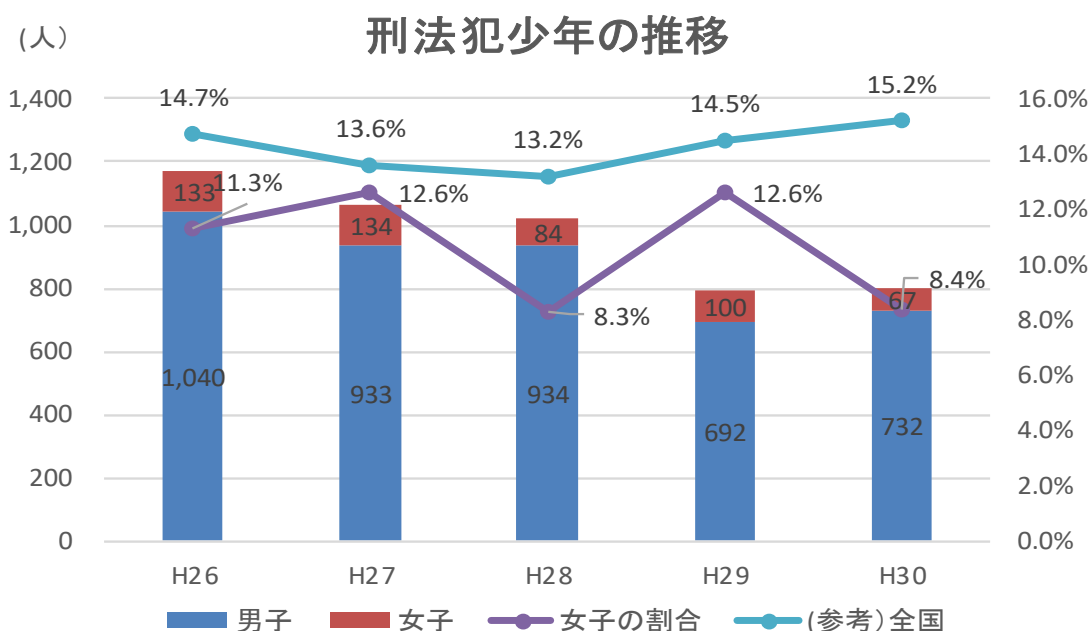
7 年 15.4 %、触法少年 8.8 %と併せて 24.2 %となっています。

8 また、刑法犯少年に占める女子の数は減少傾向にあり、平成 30 年は 67

9 人と全体の 8.4 %で、全国平均の 15.2 %と比較して 6.8 ポイント低い状況で

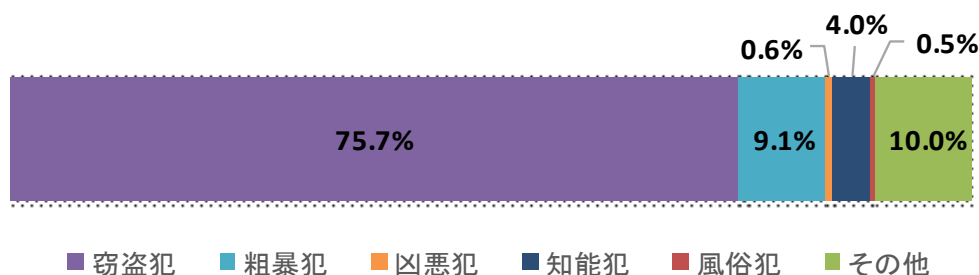
10 す。

11 刑法犯少年の罪種別割合は、窃盗犯が 75.7 %と大半を占めています。



(出典: 沖縄県警察本部「平成30年少年非行等の概況」)

刑法犯少年の罪種別割合(H30)

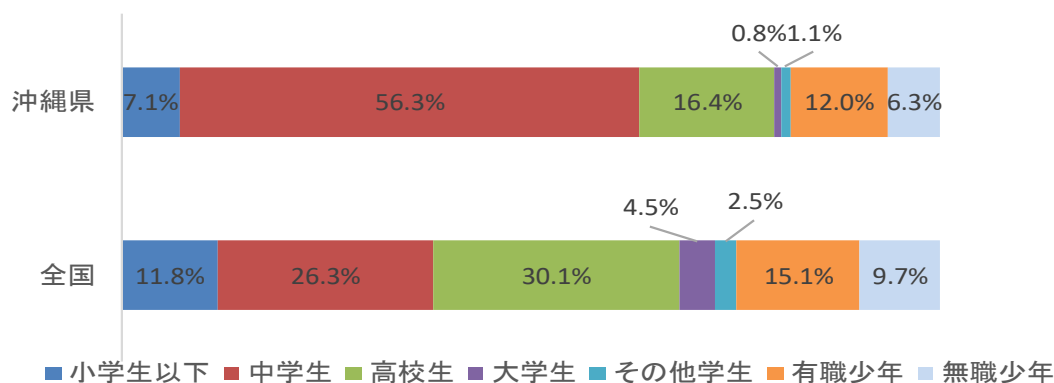


(出典: 沖縄県警察本部「平成30年少年非行等の概況」)

1 刑法犯少年の学職別割合は、全国平均では高校生が一番高いのに対し、
2 沖縄県では中学生がもっとも高く 56.3 %を占めており低年齢層における非
3 行が目立ちます。

4 本人や親、家族の責任だけでは非行の問題解決は難しいことが多く、学
5 校や地域、専門家が連携して支援していく必要があります。

刑法犯少年の学職別割合(H30)



(出典:沖縄警察本部「平成30年少年非行等の概況」)

6

7 【国・民間団体による取組】

8 ・那覇保護観察所では、保護観察中の中学生が在学する中学校と担当保護観
9 察官又は担当保護司との連携に努めるほか、保護観察中の高校生等が在学す
10 る学校と、当人が秘匿しているか否かに留意しながら必要に応じて連携して
11 います。

12 また、毎年7月を強調月間として行われる法務省主唱“社会を明るくする
13 運動”において、各地域で再非行防止活動を啓発する取組の一環として、小
14 ・中学生を対象とした作文コンテストを実施しています。

15

16 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、県内の学校関係者等の団体による施
17 設参観を積極的に受け入れており、少年院の業務のみならず、少年保護手続
18 きの仕組み、特定の非行(薬物、窃盗、性など)の防止、児童・生徒の行動
19 理解及び指導方法なども説明しています。

20

21 ・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」では、地域社会に
22 おける非行及び犯罪に関する諸問題について、少年、保護者、関係機関等
23 に対して、必要な情報の提供、助言及び心理的援助等を行っています。また、
24 学校や市町村で開かれる問題行動や非行のある生徒のケース会議等に出席
25 し、専門的立場からの助言、情報提供等を行っています。

1 ・県内の保護司会では、中学校ごとに担当保護司を配置し、学校主催の連絡
2 協議会に参加して情報共有を図るとともに、あいさつ運動やパトロール活動
3 に協力するなどして、学校や地域社会との連携強化を図っています。

4
5 ・県内の更生保護女性会では、小学校での子育て支援、小中学校でのあいさ
6 つ運動や見守りパトロールのほか、不登校児や特別支援対象生徒への居場所
7 づくり活動等にも協力しています。

8
9 ・沖縄県就労支援事業者機構では、停学中の高校生に対し非行防止を目的に、
10 面談や就業体験を行っています。

11
12 **【県における具体的な施策】**

13 ・暴走行為等で検挙された非行少年や保護者等に対し、面接による助言活
14 動に取り組みます。(県警本部)

15
16 ・少年及び保護者と継続的に連絡、面接を実施し、相互の信頼関係を構築
17 し、求めに応じて指導・助言を行います。また、少年の社会奉仕体験活動、
18 生産体験活動、スポーツ活動等を通して少年の立ち直り支援活動を実施しま
19 す。(県警本部)

20
21 ・子供の問題行動に悩む保護者や様々な課題を抱えた支援を要する保護者
22 に対し、精神科医、大学職員、臨床心理士等、専門家による講話やカウンセ
23 リング、グループ検討会を通じた支援を実施します。(県警本部)

24
25 ・専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を配置し、少年相談、継続
26 的な補導、被害少年に対する継続的な支援、少年の非行防止上必要と認めら
27 れる活動等を実施します。また、少年警察支援要員を配置し、少年補導職員
28 等と協働し、家庭訪問、学校訪問、少年の居場所づくり・立ち直り支援、少
29 年の非行防止及び健全育成上必要な活動等を実施し、少年の健全育成、立ち
30 直り支援を図ります。(県警本部)

31
32 ・スクールサポーターを校内暴力や不登校などの生徒による問題行動があ
33 る学校へ派遣し、警察、教職員、少年警察ボランティア等と連携し、非行グ
34 ループの補導・解体、非行少年等の居場所づくり・立ち直り支援、非行少年
35 等の保護者や担任等に対する助言・指導等、少年の健全育成、立ち直り支援
36 活動を実施します。(県警本部)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

・少年警察ボランティア活動において、警察の行う少年の補導活動等を地域住民に直結せしめ、住民との連帯活動により非行少年等の早期発見、補導及び少年の居場所づくりや立ち直り支援、環境浄化活動を推進し、少年の非行防止とその健全育成を行います。(県警本部)

・各警察署において管内の刑法犯少年、不良行為少年等の検挙・補導人員、非行集団の数及び校内の非行問題の程度等が高い中学校を選定し、規範意識高揚活動、非行集団の検挙・解体・補導活動、学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動、保護者対策活動、地域ボランティア支援活動等を実施し、少年の非行防止、健全育成を図ります。(県警本部)

・大学生少年サポーター制度において、問題行動や非行を犯したり、犯罪被害に巻き込まれ、その立ち直りに支援を要する少年に対し、非行防止及び健全育成活動、学習支援、居場所づくり等の立ち直り支援活動を実施します。(県警本部)

・月に2回以上の補導歴があり、家庭環境・地域の実情等から再補導のおそれがあると認められる少年に対し、少年及び保護者への面接や家庭訪問、規範意識向上対策、居場所づくり等の立ち直り支援などを実施し、少年の非行防止、健全育成を図ります。(県警本部)

・沖縄県子ども・若者総合相談センターである「子ども若者みらい相談プラザ sorae」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有している39歳までの方からの相談に対応するほか、矯正・更生保護機関などと連携して、包括的な支援を行います。(子ども生活福祉部)

・非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対し、児童相談所での相談、支援及び児童自立支援施設における受入を行います。(子ども生活福祉部)

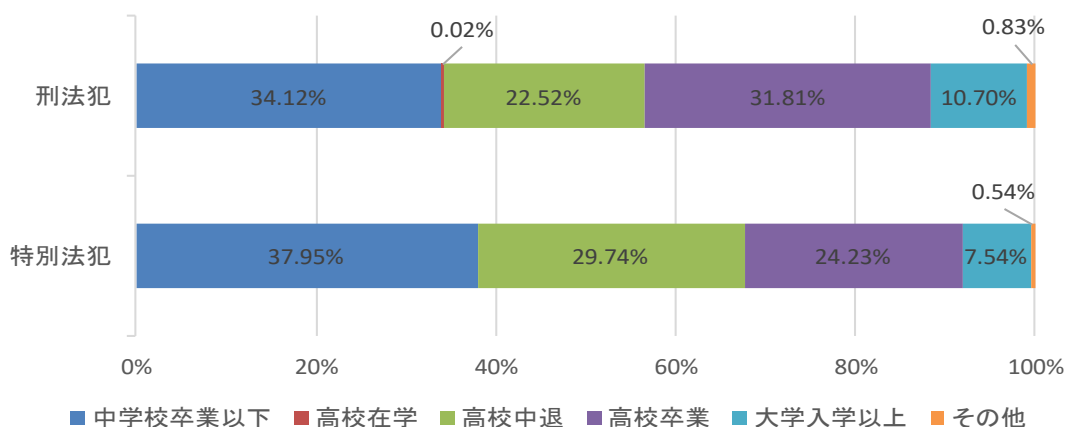
1 (2) 学校等と連携した修学支援

2 【現状と課題】

3 平成 30 年中における沖縄少年院及び沖縄女子学園の出院者 42 人中、修
4 学支援対象者は 9 人となっており、修学を希望する者は多くありません。修
5 学支援対象者のうち出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者は 4 人と
6 なっています。

7 また、2018 年版矯正統計年報によると、全国における平成 30 年新受刑者
8 の罪名別教育程度において、中学校卒業以下である者は刑法犯では 35.0 %、
9 特別法犯では 38.5 %となっています。全国の高等学校等進学率が 98.8 %で
10 あるのに対し、犯罪をした者等の高等学校等進学率は低い水準になっていま
11 す。

12 新受刑者の罪名別教育程度(H30)



22 (出典：法務省「2018 年版矯正統計年報」)

23
24
25
26 人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに
27 適切に学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一
28 員として自立するために重要です。このことは、一度、犯罪・非行をした者
29 等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、
30 誰しものが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続するこ
31 とができる社会環境を構築することが重要です。

32
33 【国・民間団体による取組】

34 ・那覇保護観察所では、中学生、高校生等の個別ケースにおいて、学校と適
35 宜連携して復学、通学継続を図るなどの修学支援を行っています。また、県
36 内各地において学校担当保護司が日頃から中学校と連携して情報交換等を行
37 っています。

1 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、中学生が入院した場合、学校教育に
2 準ずる内容の教科教育を実施するとともに、当該在院者の学習の状況等を当
3 該中学校に確実に連絡するほか、当該中学校との連絡協議会を開催するなど、
4 在籍中学校との連携を深めています。

5
6 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の出院後の修学又は就労に資
7 するため、高等学校卒業程度認定試験の受験を督促し、希望者がいれば、同
8 試験を実施しています。

9
10 ・那覇少年鑑別所においては、在所者に対する学習の機会の付与として、
11 希望者に対し外部講師による教科指導を行っています。

12
13 ・県内のBBS会では、学校や保護司会と連携して保護観察対象者へ学習支
14 援等を実施しています。

15
16 **【県における具体的な施策】**

17 ・様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等に対して実施される「高
18 等学校卒業程度認定試験」について、文部科学省から依頼を受け、受験案内
19 の配布や試験運営の協力を行います。(教育庁)

20
21 ・小学1年生から中学3年生(過卒生を含む。)までの生活保護世帯等の子
22 どもを対象とした学習支援を実施します。また、学習支援専門員を配置し、
23 家庭や学校への訪問、役場や教育委員会等との連携により、不登校の子の支
24 援や高校中退防止、学習支援を行う塾への継続通塾の支援等に取り組みます。
25 (子ども生活福祉部)

26
27 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、支援
28 が必要な児童生徒の心理または児童生徒の置かれた環境に着目した指導支援
29 を行います。(教育庁)

30

1 5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組

2 (1) 犯罪をした者等の特性に応じた取組

3 **【現状と課題】**

4 再犯防止のための取組を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のみ
5 注視しては問題を解決できないこともあります。犯罪をした者等の一人
6 一人の複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。対象者の経歴、
7 性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特
8 性を丹念に紐解き、時間をかけて、一貫性を持って継続的に働きかけること
9 が重要です。

10 しかし、矯正施設や保護観察所が行う指導の内容は、必ずしも地域の支
11 援機関と情報共有されているわけではなく、地域に戻ってきた際の一貫・継
12 続した支援が不十分なこともあります。

13

14 **【国・民間団体による取組】**

15 ・那覇保護観察所では、保護観察対象者に対する専門処遇として、性犯罪
16 者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲
17 酒運転防止プログラムを実施しています。また、交通事故による保護観察対
18 象者に対して交通講習会や学習ブックを使用した交通学習を行っています。
19 このほか、少年、女性、精神障がい、暴力団関係など様々な特性に応じた個
20 別処遇を行い、再犯防止に取り組んでいます。

21

22 ・沖縄刑務所では、個々の受刑者の特性に応じて、特別改善指導（薬物依
23 存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指
24 導、就労支援指導）及び一般改善指導（酒害教育、アルコール依存回復プロ
25 グラム、暴力防止プログラム、社会復帰支援指導）並びに補修教科指導を実
26 施しています。また、本人からの願い出により、教誨師や篤志面接委員によ
27 る悩み相談等の指導を行っています

28

29 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、性非行を行った人には「性非行防止
30 指導」、薬物依存を有する人には「薬物非行防止指導」、被害者の心身に重
31 大な影響を与えた事件の加害者等には「被害者の視点を取り入れ教育」等、
32 各在院者の犯罪や非行を踏まえた指導を行っています。

33

34 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の特性に応じた個人別矯正教
35 育計画を策定し、教育活動を実施しています。発達上の課題を有する在院
36 者の教育については、2016年に法務省が策定した「発達上の課題を有

1 する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用しています。

2
3 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、近隣の福祉施設の介護補助、公園の
4 清掃、動物愛護管理センターでの動物の世話等の社会貢献活動を実施して
5 います。

6
7 ・沖縄女子学園では、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害によ
8 る心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2017年から
9 全国の女子少年院等とともに、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プ
10 ログラムを実施しています。

11
12 ・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」では、性非行又は
13 粗暴非行に至った少年等を対象に、本人の同意を得た上で、認知行動療法
14 を基本としたワークブックを実施する等して、非行性の改善につなげる働
15 き掛けを行っています。

16
17 ・更生保護法人がじゅまる沖縄では、県の委託事業として DV 加害者更生
18 相談業務を行っています。

19
20 **【県における具体的な施策】**

21 ・13歳未満の子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して
22 出所した者について法務省からの情報提供を受け、その所在確認を実施して
23 おり、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなどの再犯防止に向
24 けた措置を講じます。(県警本部)

25
26 ・暴力団組織からの離脱支援、離脱者に対する就労支援に取り組みます。(県
27 警本部) 再掲

28
29 ・沖縄刑務所の受刑者に対し、特別改善指導の一環として飲酒運転根絶等
30 の交通安全講話を実施します。(県警本部) 再掲

31
32 ・ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等による
33 カウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、ストーカー加害者に
34 対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進していきます。(県警本部)

35
36 ・DV加害者に対し、暴力行為の変容を働きかけるとともに、加害防止のた
37 めの予防教育を通し、男女の人権を尊重する意識を高めることを目的として、

1 DV 加害者更生相談窓口を設置し、DV 防止教育等を実施します。(子ども生
2 活福祉部)

3

4 ・DV の現状及び被害者・加害者双方の心理状態、DV を生み出す要因とな
5 る社会構造等を理解することを目的としたワークショップや講座を開催しま
6 す。(子ども生活福祉部)

7

8

9

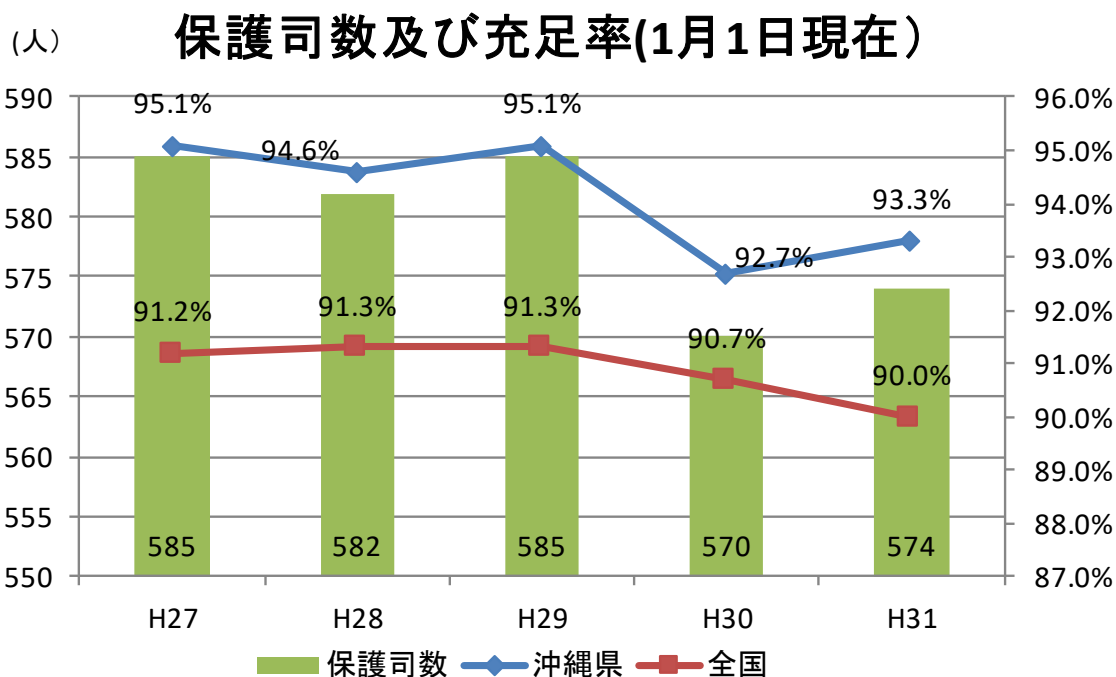
1 6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組

2 (1) 民間協力者の活動の促進

3 【現状と課題】

4 地域における再犯防止や更生保護については、民間協力者の活動に支え
5 られています。沖縄県内では、保護司、更生保護女性連盟、BBS 連盟等の
6 更生保護ボランティアや、少年補導員、大学生少年サポーター等の警察ボ
7 ランティアなどが、地域の中での立ち直りや、犯罪、非行等の未然防止に
8 取り組んでいます。

9 保護司については、平成 31 年 1 月 1 日現在、県内の定数 615 人に対し、
10 現員は 574 人となっており、充足率は 93.3 %と全国平均 90.0 %よりも高い
11 状況ですが、職場の定年延長等を背景とした保護司の高齢化により 10 年間
12 で約半数が退任する状況にあり、保護司の安定的確保に継続して取り組んで
13 いく必要があります。



(出典:法務省調査)

14

15 【国・民間団体による取組】

16 ・那覇保護観察所では、県内各地の地方公共団体の支援を得て、那覇保護
17 観察所管内全ての保護司会に更生保護サポートセンターを設置完了し、保護
18 司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとと
19 もに、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

20 保護司及び保護司組織の活動を支援するため、実費弁償金を支給してい
21 ます。

1 また、更生保護ボランティア及び他の民間協力者に感謝状等の贈呈を行
2 っています。

3
4 ・沖縄刑務所では、犯罪をした者の特性に応じた取組を実施するに当たり、
5 自助グループ、医療機関、依存症リハビリ施設、キャリアカウンセラー、介
6 護支援専門員、飲酒運転撲滅の会、社会福祉協議会、パーソナルサポートセ
7 ンター、更生保護施設、市役所、県立総合精神保健福祉センター、県警察本
8 部、教誨師、篤志面接委員等と連携し、指導に当たっています。

9
10 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、篤志面接委員のほか、自助グループ、
11 医療機関、更生保護施設等の機関や団体の専門家を招へいし、在院者に対す
12 る指導や講話を実施しています。

13 また、功績が顕著な民間協力者に対し、感謝状を贈呈するなどして、活
14 動の促進を図っています。

15
16 ・那覇少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援に功績が顕
17 著な民間協力者に対し、感謝状を贈呈するなどして、活動の促進を図ってい
18 ます。

19
20 ・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、沖縄県保護司会連合会、県内の保
21 護司会、更生保護施設、沖縄県更生保護女性連盟及び沖縄県 BBS 連盟に助
22 成しています。

23
24 ・沖縄県保護司会連合会及び更生保護法人沖縄県更生保護協会は、那覇保護
25 観察所と連携し、保護司の研修、保護司の人材確保の促進のほか、保護司会
26 の任務に関する連絡調整に努めています。

27
28 ・沖縄県就労支援事業者機構では、協力雇用主会の活性化、登録促進を目的
29 に活動費を助成するほか、研修会や情報交換会などを実施しています。

30
31 **【県における具体的な施策】**

32 ・長年更生保護に従事された功労保護司に対して、知事感謝状の贈呈を行
33 います。(子ども生活福祉部)

34
35 ・県職員の退職者説明会の際にパンフレットを配布する等保護司活動に関
36 する情報提供を行い、保護司確保の取組への協力を行います。(子ども生活
37 福祉部)

1 ・更生保護法人等が行う更生保護事業や更生保護ボランティアの活動につ
2 いて、周知等の必要な協力を行います。（子ども生活福祉部）

3

4 ・少年警察ボランティアに対し、ボランティア保険への加入、資質向上の
5 ための研修会への支援等、安定的な活動が継続できるよう支援します。（県
6 警本部）

7

8 (2) 広報・啓発活動の促進

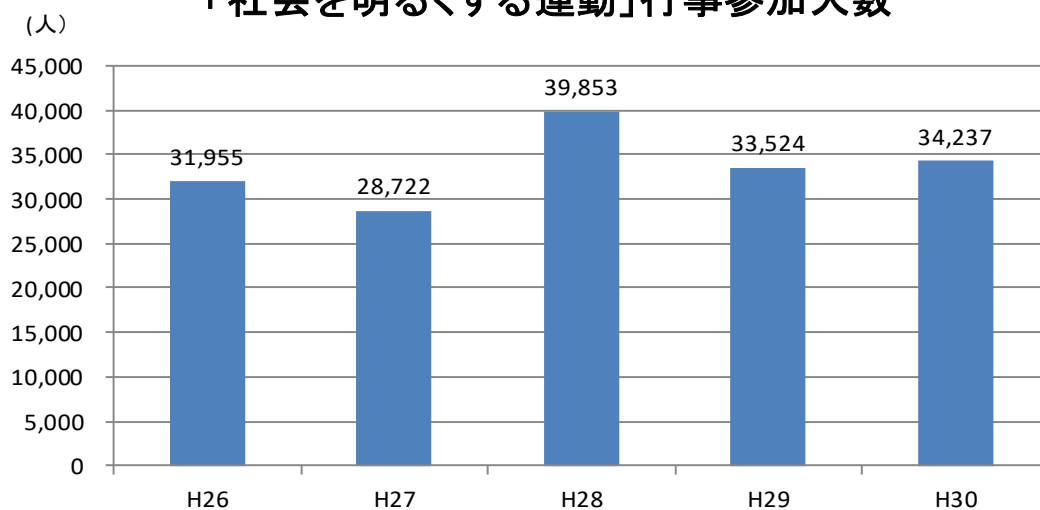
9 【現状と課題】

10 犯罪をした者等が社会復帰するためには、自らの努力を促すことはもち
11 ろんですが、地域社会において孤立することのないよう、地域の理解と協
12 力を得て、再び地域社会を構成する一員となることを支援することも重要
13 です。

14 これまで県では、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生
15 について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地
16 域社会を築こうとする全国的な運動“社会を明るくする運動”の沖縄県推
17 進委員会において、沖縄県知事が委員長に就任し、会議への出席や7月の強
18 調月間に際し、知事メッセージの発出等を行っています。また、沖縄県更
19 生保護大会では、“社会を明るくする運動”における作文コンテストの表彰や
20 功労保護司への知事感謝状の贈呈等も行っています。

21 しかしながら、再犯防止や更生保護といったことは県民にとって必ずし
22 も身近に感じられておらず、関心や理解が進んでいません。誰もが予期
23 せず加害者、被害者やその家族になることも考えられ、決して他人事
24 ではなく、もっと身近な問題として、地域で生活する県民の理解を得て
いく必要があります。

「社会を明るくする運動」行事参加人数



(出典：法務省調査)

1 【国・民間団体による取組】

2 ・那覇保護観察所では、7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防
3 止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間・再犯防止啓発月間として、
4 地方公共団体や関係機関・団体と連携して、県民に対して広く広報啓発を行
5 っています。

6 また、大学や社会福祉士実習等で保護観察官が更生保護制度の講義を行
7 っています。

8

9 ・沖縄刑務所では、施設見学の受入を更生保護機関だけでなく、法曹関係
10 の学部生を中心に大学等の教育機関に対し行っているほか、矯正展等のイベ
11 ントを当所以外にも、県庁、名護、金武、読谷、鹿児島県与論町等の各地で
12 実施することで、矯正の現状や取組等を積極的に周知しています。

13

14 ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、施設参観、糸満市役所での展示や糸
15 満市健康福祉まつりにおける展示等を通して、矯正教育に関する広報・啓発
16 活動を行っています。

17

18 ・那覇少年鑑別所では、子ども・若者育成支援強調月間である11月に、非
19 行や犯罪の防止に携わる関係機関や民間協力者等を招き、地域援助推進協議
20 会を企画・開催することで、地域援助業務の社会への定着や浸透を目指した
21 広報活動を行っています。

22

23 ・沖縄県保護司会連合会、沖縄県更生保護女性連盟、沖縄県BBS連盟、更
24 生保護法人沖縄県更生保護協会ほか多くの民間団体が、“社会を明るくする
25 運動”沖縄県推進委員会に参画して活動しています。

26

27 ・県内の保護司会では、地域内の市町村や更生保護女性会等と連携して”社
28 会を明るくする運動”の地区推進委員会を立ち上げ、広報・啓発に努めてい
29 ます。

30

31 ・沖縄県就労支援事業者機構では、地域住民の理解と協力を求め、地域の犯
32 罪や非行を抑止する力を増進する事を目的に、更生保護活動、再犯防止活動
33 や協力雇用主活動等をテーマとした「地域のチカラ講演会」を実施していま
34 す。

35

36

37

1 **【県における具体的な施策】**

2 ・社会を明るくする運動や沖縄県更生保護大会など矯正施設、更生保護関
3 係機関等が主催する運動、会議への参加やイベントの後援等のほか、市町村
4 などへの周知啓発を行います。(子ども生活福祉部)

5

6 ・県民の理解を促進するため、県施設を活用したミニ矯正展や更生保護展
7 を開催します。(子ども生活福祉部)

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

第四章 計画の推進

1. 計画の推進・連携体制

沖縄県における行政内部での計画の推進にあたっては、子ども生活福祉部を中心に福祉、就労、住居、医療、教育、刑事などの分野を担当する関係部署と緊密な連携を図りながら、県政の様々な分野で横断的な施策を推進します。

再犯防止の推進を一層効果的・効率的に支援するため、国との適切な役割分担を踏まえ、支援のあり方など幅広い検討を進めます。

また、国の機関、民間団体、沖縄県等で構成する「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」において、再犯防止施策に関する協議・検討を行います。

2. 計画の進捗管理

毎年度、県全体の推進の進捗状況等の検討及び評価を実施し、その結果を「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」に報告し、助言や提言を求めながら、適切な進捗管理に努めます。

また、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて沖縄県再犯防止推進計画に反映していきます。